

## IV 多様な主体との連携による森林づくりの推進

### 1 市町村や関係団体との連携

市町村は、市町村森林整備計画の策定などを通じて、森林所有者や森林組合など森林整備の担い手と関わりが深く、地域における森林づくりの主導的な役割を果たしています。

特に、地域の森林・林業のマスタープランとして位置づけられている市町村森林整備計画の作成や実行管理のため、国、道、市町村、森林組合等の地域関係者が連携・協力する体制を構築しており、緊密な連携のもとに地域の課題解決のために必要な取組を進めています。

道では、市町村や森林管理署、森林組合などが参画する「森林吸収源対策推進地域協議会」を14振興局全てに設置し、市町村が森林環境譲与税を活用した森林整備を進められるよう、研修会の開催や相談窓口の設置など市町村の支援体制への強化に取り組んでいます。

### 2 国有林との連携

本道の森林は、国有林が面積の55%を占めており、道産木材の安定供給や森林の持つ多面的機能の最大限の発揮のために、国有林は非常に大きな役割を果たしています。

また、近年、道内の人工林資源が利用期を迎え、林業の成長産業化に向けた取組が活発化している一方、農山漁村では人口減少や高齢化が進行しており、森林資源の循環利用による山村地域の活性化などに対して、道民の期待も高まっています。

こうしたことから、道では、平成25年6月に、国有林を所管する北海道森林管理局と「北海道の森林づくりに関する覚書」を締結し、民有林と国有林が一体となった活力ある森林づくりを進めています（資料2-IV-1）。

#### 資料2-IV-1 「北海道の森林づくりに関する覚書」の取組内容

- ① 地域産業の活性化や雇用の創出に向けた、効率的・安定的な木材供給や木質バイオマスのエネルギー利用など森林資源の循環利用
- ② 森林の公益的機能の持続的な発揮により道民の安全、安心な暮らしや豊かな環境を保全する、水源地域の森林の整備・保全やエゾシカ被害の防止対策など
- ③ 植樹祭や育樹祭の一体的な開催などの「木育」に基づく道民との協働による森林づくり

#### （林政連絡会議・地域林政連絡会議の開催）

民有林と国有林が一体となって取組を進めていくため、全道レベルでは道と森林管理局が「林政連絡会議」を、地域レベルでは（総合）振興局と森林管理署等が「地域林政連絡会議」を開催しています。

令和4年度は2回の林政連絡会議を、各地域では地域林政連絡会議や現地検討会等を開催し、情報共有や連携を図る具体的な取組内容について検討しています。

#### （国有林と民有林が連携した多様な取組の推進）

令和4年度は、森林管理局と道において、国有林と道有林を含む民有林の共同施業、北海道木育フェスタ2022の開催、猟銃安全対策など、多様な取組を推進しています。

また、国有林との連携強化を図るため、全道5地域に配置した主幹（森林総合管理）を中心として、地域での取組を推進しています。

